

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令
内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第二百五号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

が定めるところにより

	号に定める日（以下この項及び次条第一項において「告示日」という。）の前日現在（当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在）により告示日の前日に
--	---

三條第一項

選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会）が定める期間

公職選挙法第四十第三十三條第五項（第三十四條の二）地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期六条の二第二項及第五項において準用する場合を含む等の臨時特例に関する法律第一条第一項及び第八十六條の四む）、第三十四條第六項又は第一百十に規定する選挙の期日

第七項 九条第三項の規定により告示した期

公職選挙法施行令その任期が終わる日の

公職選挙法施行令その任期が終わる日の (昭和二十五年政 令第八十九号)第 十七条第一号	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期 日等の臨時特例に関する法律(平成二十六 年法律第二百二十五号)第一条第一項に規定 する選挙の期日
--	---

公職選挙法施行令第三十三條第五項（法第三十四條地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期第四十九條の二第二項において準用する場合を日等の臨時特例に関する法律第一条第一項一項ただし書及び含む）、第三十四條第六項又は第百に規定する選挙の期日
第百二十七條の三十九條第三項の規定により告示した

期 目

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第二条 法律第一項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項第一号（同令第九十九条、第一百条、第一百十條、第一百十一條、第一百十二條、第一百十三條の三及び第一百十七條の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百一十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条）（同令第二十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成二十六年法律第二百二十五号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び第五条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成二十年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会又は長の任期満了による選挙

二 平成二十七年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日ご当たる日又は同年二月二十四日のいずれか早い日において現に在職す

其法は、第一、当該任期満了の日以後の日に、かつ、当該任期満了の日以前に当該任期満了の日に當つた日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 平成二十七

町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十日に当たる日又は同年二月二十四日一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日の（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日があるもの）の（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第一条第二項に規定する都道府県等の議会との議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年二月二十四日」とあるのは、「同年二月十日」と読み替えるものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

第四条 公職選挙法第二百十条第三項及び第二百十一條の規定は、法第四条第二項の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条及び次条において「指定都市」という。）の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第五条 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附則

この政令は、公布の日から施行する。